

令和8年度【家庭用生ごみ処理機等】 墨田区地球温暖化防止設備購入助成制度

申請受付期間 購入後の申請となります。

生ごみ処理機等の購入日の翌日から6か月以内

ただし、令和8年度の申請受付期間は、令和8年4月1日～令和9年2月26日です。予算額に達した場合はその時点で受付を終了します。

助成対象機器

家庭用生ごみ処理機・コンポスト（ディスポーザーは対象外）

付属品については、同梱されているものは可能。消耗品など追加で購入するものは対象外。

助成金額

上限20,000円 本体購入金額（税抜き）の2分の1

送料、振込手数料、設置費用、ポイント・クーポンなどの割引額を除いた金額

100円未満切り捨て

助成対象者

生ごみ処理機等を購入した日から申請時まで引き続き墨田区内に住所を有している個人。

住民税を滞納していないこと。

生ごみ処理機の販売・譲渡を目的としていないこと。

申請者は、当該生ごみ処理機の購入者であり、領収書の名義人であり、かつ助成金の振込口座の名義人であること。

過去に墨田区の当助成金を受けていないこと（同一世帯の方を含む。）

購入後のアンケートに協力できること。

申請の流れ



から まで2週間程度、 から まで1か月半程度かかる見込みです。

申請に必要な書類

様式（書類の名称の最後に 印がついているもの）は、区のホームページから印刷できます。

証明書類は直近 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

地球温暖化防止設備購入助成金交付申請書（第 1 号様式）	購入日の翌日から 6 か月以内の生ごみ処理機等が対象です。
領収書等の写し	購入日、購入品名、購入金額、販売店名、購入者の氏名が記載されている領収書の写しを提出してください。
納税確認書類 滞納がある場合は、受付できません。	<ul style="list-style-type: none">・令和 7 年度分住民税納税証明書・令和 7 年度分住民税非課税証明書・同意書（様式あり） いずれか 1 部 <u>令和 7 年 1 月 1 日時点で墨田区に住民票がある方は、「同意書」</u> をご提出いただくことにより、課税・納税状況を環境保全課で調べることができます。

申請内容によって、上記に記載のない書類をご提出いただく場合があります。

申請書提出にあたってのご注意

申請は、当該生ごみ処理機の購入日の翌日から 6 か月以内まで受け付けますが、助成金交付はその通知書をもって決定します。

申請に必要な書類を、環境保全課の窓口へ直接ご持参いただくか、専用フォームからの電子申請をご利用ください。電子申請については、申請フォーム QR コードからお申込みください。申請様式は HP 用 QR コードからダウンロードしてください。（郵送不可、郵送された場合は料金着払で返送します。）



申請フォーム QR コード



HP 用 QR コード

様式に決まりがないものは、全て A 4 サイズの用紙で提出してください。

申請書等の記入にあたり、摩擦で消える筆記具や修正液・テープは使用しないでください。

助成金交付決定後に地球温暖化防止設備（家庭用生ごみ処理機等）購入助成金交付決定通知書を送付します。同通知書到着後に請求手続きを行ってください。請求方法は同通知書にご案内を同封します。

【担当・問合せ先】

墨田区環境保全課 環境管理担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

TEL:03-5608-6207

Email:KANKYOU@city.sumida.lg.jp